

も自身が自分の問題と意識できるように働きかけることも必要である。

学習会の内容は子どもの発達段階に考慮し実施する。施設の入所児童数等によっても異なるが、幼児、小学校低学年、小学校中学年、小学校高学年、中学・高校等に分け実施する。幼児には「いいタッチ、悪いタッチ」、「プライベートゾーン」、「いやといえること」を教え、性被害から身を守り被害を受けた時にその事実を大人に伝えことができるようにする。小学校低学年は「男女の体の違い」、「身体を清潔にする」等、入浴などを例にして教育する。小学校中学年は「思春期の体の変化」、「初経への対応、月経に関する不安の解消」、「自分や他者のよさ」により、心身の発達は男女や個人によって違いがあることを学ぶ。小学校高学年は「第二性徴・体の発達」、「心の発達」、「プライベートゾーン」、「嫌なことは断れる」等から性の問題から自分を守ることを学ぶ。中学・高校生には「自分の将来」、「第二性徴」、「性感染症予防・避妊」「嫌なことは断れる」等から性の問題から自分を守り、自分を大切に生きていくことを学ぶ。性教育のなかで、施設職員からそれぞれの子どもの「良いところメッセージ」を伝えるなど、子どもの自己肯定感を高める内容を盛り込んでいくことも必要である。

学習会形式で性教育することは「施設で性に関する事を話していいんだ」という環境づくりになり、施設の子どもの職員も全員が自他ともに大切な存在という共通認識を持つことで、入所前の性的被害の訴えや施設内の性的問題を目撃や性的被害を受けたときに施設の職員に訴える事ができるようになる。施設内での性に関する話題の風通しがよくなることで性の問題の早期発見や適切な対応が早期に行われる。

2) 「生活場面」の性教育

児童養護施設は子どもたちが生活する施設であることから生活場面の中にも性教育的な要素を入れていく必要がある。以下、まず入所児全員を対象とした性教育の考え方について述べ、ついで性被害を疑われる子どもや性的問題行動を呈する子どもの場合の配慮点について述べていく。

① 幼児期

愛着関係が重要な時期であることから、触れられることの心地よさを体感することが大切である。「抱っこ」、「おんぶ」、「頬ずり」、「じゃれつき」など、幼児期だからこそその情緒の交流を中心としたスキンシップを意識することで自尊感情の基礎を築くことが可能となる。

入浴やおむつ交換などの際に「きれいになって気持ちいいね」といった言葉掛けをしながら、身辺介助され大切にされている体感することを得る。

入浴は性教育が可能な場面である。支援者と一緒に入浴することでスキンシップの関係で身体について色々と話しができる。例えば「へそ」については、お母さんとつながっていたことを教えることやプライベートゾーンについての学習の機会には最適である。また性的虐待の可能性を示唆する言動などをする場合もある。「お母さんからおっぱいが出るけど、お父さんからもおっぱい(精液)が出た」などといった性的虐待が疑われるような発言をすることもある。しかし、明らかに性的問題行動を呈する子どもの場合は、入浴時の配慮が必要になることが多い。

プライベートゾーンの性教育においては絵本も効果的である(様々な書籍出版されているので参考にしてもらいたい)。

この時期によく起こる現象として「性器いじり」がある。この問題に関しては、性的虐待の影響かどうかの判断の判断は、入所前までの生育環境や「性器いじり」の状態を勘案して判断することになる。(第3章2節参照)。

②小学生

愛情欲求が背景となり、様々な試し行動が現れる時期である。また、低学年では施設内での性的被害(性的いじめ)の被害を受けやすい。この時期に入所してくる子どもには家庭で性的虐待の被害を受けながら耐えていた子どももあり、入所後に不適切な性行動を呈することもある。

性教育の取り組みとしては、低学年で性的問題がない場合は、職員も子どもたちと一緒に入浴することで大人と子どもの身体の違いを自然に形で学ぶことができる性教育の機会でもある。一方、性的虐待などの子どもについては他者の裸が刺激になってフラッシュバックがおこったり、他児への性的いじめが浴室で展開される可能性などがあつたりすることを回避するのが好ましいと考えられるが、子どもの状態を丁寧にみながら、子どもの意向も踏まえてケースバイケースの対応が望まれる。

自尊感情を育む取り組みも重要であり、誕生日を祝ってあげることや、写真などの成長の記録を整理しておくことも大切な性教育の一環でもある。また、他者との衝突も多い時期である。暴力行為のみに焦点を当てた言葉掛けではなく、そのときの感情を表現させるなどして、そのときの相手への感情と行為がどうだったのかを理解できるよう援助することで徐々に他者との適正な距離間を学ぶ機会となる。同時にプライベートゾーンについても繰り返し伝えることは必要である。

二次性徴の発現時の対応も必要となる。学習会形式で初経や精通などの身体の変化と対処についての学びが活かされるように援助者は子ども個々の身体の発達状況を意識しておく必要がある。これらの対応については個別援助となるため、同性の職員が支援について、子どもの人権も考慮して「場」を選んで相談するといった配慮が必要である。

性的虐待や疑いのある子どもたちは、被害の事実がまだ理解できていない場合もある。しかし、年齢が増すにつれ大きな衝撃を受ける可能性は高い。また、様々な性化行動も考えられることから、対応には施設内でサポート態勢を整える必要がある。臨床心理士などが配置されている施設では、子どもの支援だけでなく、生活スタッフの精神面でのフォローが必要であると考えられる。

③中高生

この時期の性的問題行動の背景には、子どもたちのアイデンティティの確立の課題がある。自分の生い立ちを理解していない場合、自己の存在自体が揺らぎ、混乱することから様々な問題が起こる。性交を経験する子どもたちも多いが、施設の子どもの孤独感を解消を求めて性交する場合もある。そのため、不特定多数との性交や援助交際といった問題を起こすことがある。

生い立ちの整理は生きていく上で大切なもので、自分を理解することでもある。そのため、あまりに過酷な生育歴を持ち、それが生きる力にマイナスになる場合にはナラティブアプローチ^{*1}なども視野に入れて対応する必要がある。

恋愛にも興味関心が高い時期であることから、これをテーマに日常会話をすることは有効である。何気ない会話に相手との関係性や性に関することなどを盛り込み対話することで、相談のチャンネルが開かれ、子どもたちは悩んでいることを話してくるようになることも期待できる。

*1ナラティブアプローチ

課題の場面に相対し、自分から語り始める、気づきや気づき、語り始めること、課題はあつた。

（3）性教育を行う職員の課題（性に関する意識の整理）

性的虐待を受けた子どもを支援するにあたり、支援者は「性をタブー視する文化・抵抗感・誤った認識」などといった、性をとりまく環境について理解する必要があり、まずはこれらの課題を整理し、自分自身の性に対する認識を振り返ることが大切である。

1) 性に対する抵抗感

「性教育」と聞いて、思わず声を潜めたり出来れば関わらないでおけたらという思いが働く人もいるが、その気持ちとして「寝た子を起すことはない」という言葉もいまだに聞かれる。また、性的虐待の被害を受けた子どもに対し「はれもの」にさわるようにどう対応していいかわからなくなったり嫌悪を感じたり、逆に「ちょっと服の上から触られたくらいで大げさに言って」と事態を過小に評価し、なかったことにしようとするなども起こりがちである。性という言葉に対し陰性感情が生起されるのは、性を人間の基本的な人権として位置づけた考え方に基づくものではなく、支配によって他者の人権を踏みにじって欲求を満たしてきた、性に関する歪んだ歴史的な背景が意識の中に強く受け継がれてきたことが影響しているとの考えもある。

2) 自分の性に対する認識

性に対する規範や価値観は家庭や教育の中で生まれ、家庭内で物心のつく以前からの生活の中で無意識のうちに形成されている。誰もが自分の培った規範や価値観が一般的であると考えて成長するが、プライベートな性的欲求や表現方法、考え方などは日常的に他者と比較する機会が少ないため、それが真実だと思い込む傾向がある。しかし、実際は無意識の思い込みであることが多く、それぞれが生きてきた環境や文化により大きく影響を受けている。多くの場合、自分の性に対する考えが、他者のもの、あるいは一般的なものとどう違うのか、それに言及することなく成長していく可能性がある。しかし、それは非常に危険なことであるという認識は薄い。したがって、自分の性の規範や価値観を他者に押し付けてしまったり、当然のことのように伝えてしまったりすることになりかねない。これは性に関係することではだけでなく、その他の様々な価値観が、自分の生き方やそのことに影響した自らの家族との関係性において判断されているという面を深く考えないといけない。様々な環境の中で生きてきた子どもに接する機会の多い私たちは、特に自分の性（やその他について）に対する規範や価値観がどのようなものかを認識し、それがどのような環境の中で育まれたのか振り返ってみることが大切である。

3) 職員間の共通理解を進める

施設に入所してくる子どもたちの多くは、基本的な生活習慣を身に付ける機会が少なく生活リズムも乱れ（子ども自身は、その乱れをあたりまえと思っていることが多い）自分のこころと身体ついでの影響など意識することなく生活してきた経緯がある。また、虐待の影響で「自分なんてどうなってもいい」と投げやりな気持ちになったり、無気力に苛まれたり、逆に攻撃的になったり、衝動的に自他を傷つける行為を引き起こすことも少なくない。

子どもたちが今まで身につけてきた方法で職員と対峙すれば、職員の方が子どもに怒りの感情や無力感に苛まれられたり、逃避したいという感情を抱くかもしれない。そのようなとき、職員自身が不規則な日常業務の中で睡眠不足や疲労が蓄積し、心身の健康が保てていない状況であれば、冷静にかつ温かい一貫した姿勢で子どもに接していくことが出来るだろうか。職員自身が自身のからだやこころの状態を自覚しておくことも大切である。

また日々生活場面で直面する自己や他者の性を含めた基本的なからだしくみやこころのありようについて職員同士が意識的に学び合い、心身ともに安定した生活環境と職員との安定した関係が子どもたちに「大切な自分」という自尊感情を芽生えさせ健康的な育ちにつながるという共通理解を築いていくことが必要ではないだろうか。

からだのしくみや変化（誕生・二次性徴）については科学的に学ぶため比較的受け容れやすいものだが、心地よいふれあいや性交などは自分の体験や考え方の影響が強い。施設職員自身も年齢や性別が異なり、さまざまな規範や価値観を育ちの中で身に付けていると思うが、抑圧的であったりジェンダーに縛られたりこれまで培ってきた性の認識を改めて捉えなおすことも必要である。そのため、職員同士がオープンにディスカッションすることも良い方法である。

4) 想像力を持って子どもへの理解を深める

児童養護施設にはさまざまな規範や価値観を持った子どもが入所してくる。その中には、生活規範がほとんど身に付いておらず、自分が培ってきた価値観や規範を踏みにじられて混乱している子どももいる。子どもが入所に至るまで、どのような環境で生きてきたのか、どのような生活スタイルや価値観を持っているのかを正確に把握するのは非常に難しいことである。

前述したように性に関する認識は個々さまざまであり、子ども自身が持っている性に対する価値観も千差万別であるといえる。父母の価値観により日常的に性的な言動にさらされている子どももいる。子どもにとって「当たり前」の言動が、一般的には「非常識」に感じることもあるかもしれない。しかし、生活の中で接している施設職員は、その子どもがなぜそうした言動をとるのか、その背景には何があるのかについて、想像力を持って複雑で多様な環境を理解することが必要である。仮説を立てそれに基づいた支援を検討していく必要があるが、施設職員間で規範や価値観が異なっていれば組織的な対応は困難となる。そのため、職員が自ら培ってきたものを一旦白紙にし、人権尊重を中心に職員同士が共に学ぶことが必要である。

児童養護施設の子どもたちが自分の言動に責任を持って選択、決定し自分と同じように他者をも尊重し、男女間だけでなくさまざまな人と共に認め合って生きていく力を身につけていけるように支援していくことが望まれる。子どもは生活の中で職員と心地よい関係を経験し「ありのままがいい」「大切にされている」と体感できることが大切である。生と性について自然に語り合える人間関係を築くことが性教育の基盤になる。

5) 施設と児童相談所との連携について

児童相談所は子どもが再被害に遭わないことを最優先に考え、虐待者や非加害親への支援を検討する。児童相談所の対応として不可欠となるのは、非加害親との面接である。非加害親が被害に遭った子どもに対してどのようなスタンスをとるのか、そのことは子どもの処遇に大きく影響する。もし、非加害親が子どもを守る立場を貫く姿勢を見せるのであれば、児童相談所は非加害親への支援に力を注ぐ必要がある。その中で、非加害親が子どもの受けた性的虐待の事実を受け止め、なぜ起こったのか正しく理解するよう支援していくことが望まれる。例えば、非加害親が自分自身の性に対する認識を十分に持っておらず、加害者と子どもとの接点（子どもの年齢や成長を考慮せず入浴、寝室に配慮していなかった等）に問題があったかもしれない。あるいは、まさか自分の子どもが性的虐待に遭うはずはないと思いついていたのかもしれない。そのような誤った認識があれば、施設と児童相談所は子どもの性教育だけでなく、非加害親の性教育にも取り組む必要がある。

施設、児童相談所の双方で子どもと非加害親の性教育の進捗状況を共有しながら、親子関係の調整を行うことが望まれる。具体的には、子どもと非加害親とのつながりとしての外泊等につなげ、それを繰り返し行っていくことも可能となる。

子どもと非加害親のどちらもが同じ性についてのテーマを共有し、非加害親が子どもの受けた被害について理解し、今後の家族の関わりや非加害親の果たすべき役割を考えられるようになることは、子どもにとって非常に大きな支えになる。ひいては、非加害親と子どもの親子関係の再構築にもつながるものと考えられる。

4 家族への支援・関係づくり

性的虐待の事例における家族支援・関係づくりについては様々な視点から考える必要がある。虐待事実の確認や再発防止、子どもとの関係調整などが重要な課題となる。また、性的問題行動がある子どもへの支援は家族と協力して行っていく必要がある。以下に、家族への支援・関係づくりにとって必要なことを述べる。

(1) 事実の共有

性的虐待のケースの場合、入所時にはできる限り事実関係を明確にしておき、子どもの心情に配慮しながら、可能な範囲で子どもと事実の共有に努める必要がある。児童相談所における虐待者・非虐待者への面接については、第5章において詳しく述べられている。児童養護施設や情短施設における最初の課題としては、児童相談所が把握している事実について子ども・家族とどのように共有するかである。家族への支援や関係づくりを行っていくにあたって、事実の共有、入所にあたっての目標などできる限り整理しておく必要がある。

しかし、虐待者自身は性的虐待を認めないことも多く、事実を明確にしにくい場合も多い。非虐待者である保護者（非加害親）の反応としても、子どもを守る姿勢を見せている場合と子どもを守る姿勢が見られない場合もあり、事実を受け入れられず否認する場合も多い。また、子どもを責める場合もある。施設におけるケアにおいては、虐待者、非虐待者である保護者の態度が子どもに大きな影響を与える。

また、性的虐待を受けた影響としても様々な症状や問題行動が起こる可能性がある。子どものケアにあたって、子どものケアを家族と一緒にこなしていく関係をつくる必要がある。そのためにも、保護者が虐待の事実を認めて、子どもに与えた被害の重大性を認識し、虐待が起こった理由、防ぐためにどうするかを考えていく姿勢を持てるよう、児童相談所と協力しながら取り組んでいく必要がある。

(2) 家族支援の困難性とその支援

実際の支援にあたっての困難な点としては、前回の調査において(2008)性的虐待事例において、性的虐待者以外の保護者との関係で困ったことの内容は、「他の虐待事例と比べ保護者と子どもの関係が上手くいかない」ことや、「保護者が子どもの自立支援や生活に関して、必要な手続きなどに非協力的である」ことを経験している施設が多かった。また、子どもが虐待者をかばう場合もあることが報告された。

しかし、実際に非加害親に対するプログラムが取り組まれていない現状が今回のアンケート調査においてわかった。「性的虐待／性暴力を受けた子どもを持つ保護者に対するプログラムの導入」

に関して、現在実施している施設は少なかったが、必要と感じている施設は多かった。性的虐待事例の非加害親に対しての支援は手探り状態で行われている現状であると言える。

虐待者や非虐待者である保護者が虐待事実を認め、二度と虐待が起こらない環境を作れるためには、まず支援者が非加害親との関係づくりに時間を割き、課題を一つずつ話し合っていくことが重要である。

性的問題行動のある子どもの家族への支援については、性的問題行動についてだけでなく、その児童の持つ対人関係のパターン、問題処理の傾向、家族間のコミュニケーションのパターンなどを整理していく必要もある。性的な問題行動を起す子どもへの治療的な教育を行う中で、その子どもの支配的な対人関係、暴力的・回避的である問題の処理の傾向などを保護者と話し合っていく必要がある。保護者としても、子どもが性的問題行動を起すことはショックな場合が多く、子どもに対して拒否的や攻撃的な態度を取る場合もあり、逆に子どもを保護しようとするばかりに、施設の職員や他の子どもを責めるような態度をとる場合もある。

支援するスタッフは保護者が受け止められるように、なぜ性的な問題行動がおこったのか、どのように対応していくのかを明確に説明し、保護者の適切な協力が子ども支援に必要であることを話し合うことが重要である。

5 自立に向けて（アセスメント・支援計画、支援機関）

（1）アセスメントと支援計画の重要性

1) 自立支援計画

現在、児童養護施設では自立支援計画の策定が義務付けられ、子どもの心身の発達や健康、子どもを取り巻く家庭及び地域の状況について支援を行っていくこととなっている。これまでも施設によっては独自に「個別処遇計画」が策定されていたが、あらためて「自立支援計画」の策定が義務付けられることによって、次のような視点が重視されるようになった。

ア) 支援内容・方法の明確化（見えない支援から見える支援へ、抽象的な支援から具体的支援へ）

イ) 支援の優先順位の明確化（重みづけによらない支援から重みづけによる支援へ）

ウ) 支援における責任の明確化や見直し（責任のない支援から責任のある支援へ）

これにより子ども、家庭、地域への支援計画においては、保護者や子ども本人の意向をもりこみながら、より具体的で見通しのある計画の策定が求められるようになったのである。

また「子ども自立支援計画ガイドライン」（自立支援計画研究会編）によると、子どもへの自立支援に向けて、次のような機能の育成を挙げている。

- | | |
|--------------|----------------|
| ①健康な心身を育む機能 | ④他者を尊重し共に生きる機能 |
| ②基本的な生活を営む機能 | ⑤自分を大切に作る機能 |
| ③考えて対処する機能 | ⑥自分らしく生きる機能 |

それぞれの機能においては、さらに細分化された項目と発達段階についても設定されており、家庭、地域の支援についてもほぼ同様の観点にたったものが設定されている。これまで自立支援の具体像が不明確であり、ともすれば個人的な子育て観に基づいた支援におちいる傾向にあった。これらの機能の育成はまだ現場レベルにまで浸透しているとは言い難いが、自立支援の具体像として一定の方向性が明示されたと言えよう。

ここで示される自立支援計画の基本的な姿勢としては、ただ「できないから出来るようにする」といった場当たりの、モザイク的な支援ではなく、子どもが本来発達すべき諸機能が今現在どのよ

うな状態であるかをトータルに把握し、その上で子どものストレンクスを発見し、エンパワーメントしていくということである。

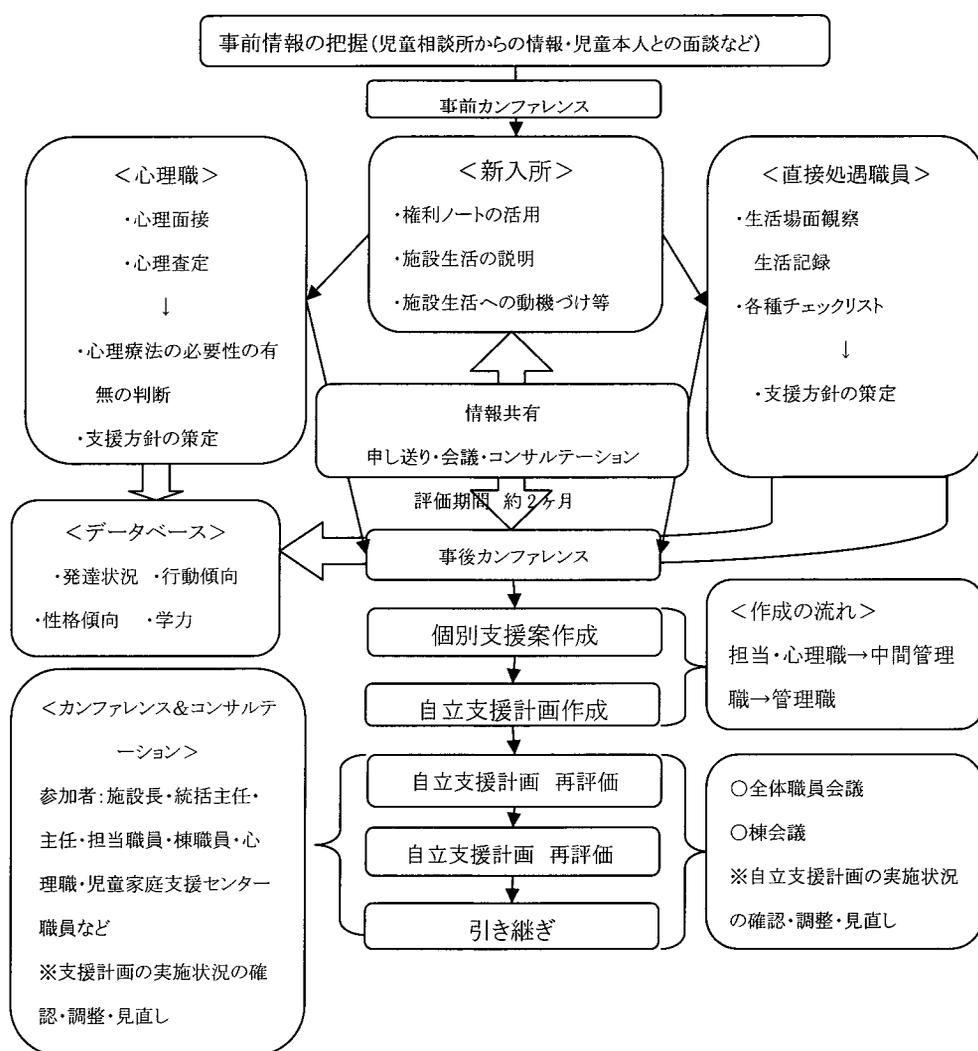
2) アセスメント

上記の支援計画を適切に策定するにあたって、根拠となるのがアセスメントということになる。ただ児童養護施設においては、なかなかシステムとしてアセスメント体制が確立されていないことも多い。以下に自立支援計画作成のためのモデル(図2)を提示しながら、時間的な流れに沿って、その要点について検討したい。

①事前情報の把握

支援計画を立案し、具体的支援を行うにあたって、子どもの「個」に対する理解が必要不可欠となる。児童相談所で行われる行動診断、医学的診断、心理診断、社会診断、生育歴、生活環境、養育状況等の情報を集約・整理していく必要がある(一時保護所からの情報も含む)。これは単なる文書のやり取りだけに終わるのではなく、不明な情報を洗い出し、児童相談所に確認することや子どもとの面会等を利用して行動観察をおこない、できるだけ子どもの具体的なイメージを持てるようにすることが望ましい。特に支援(者)に対する反応がどうであったか、施設入所をどのように受けとめているか、地域や学校・親と分離されることで失うストレンクスはないか等、文書にはなりにくい情報について把握することが必要である。この事前の動きを行う職員の力量などによって、把握される情報が異なってしまうこともあるので、最低限おさえるべき情報を一覧としてまとめておくことも一つの方法である。

図4-1 自立支援計画作成の流れ



②事前カンファレンスの実施

次にこれらの情報をもって、事前カンファレンスを行う。これは情報を元にした見立てを行うためである。施設での適応状況、学校（学習・部活）の適応状況、どのような課題が生じてくるか、在籍児童の予想される反応、子ども間の相性や同室になる子どもの組み合わせ、担当職員の選択、面会や外泊のあり方など今後の予測とその対応について、職員同士で共有することが目的となる。基本的にすべてのカンファレンスでは、見立てや方針を共有した上での役割分担が生じてくるため、担当職員、家庭支援専門相談員、基幹的職員、管理職、心理職などできるだけ多くの立場の職員が参加することが望ましい。ケースによっては、児童家庭支援センター職員の出席が必要となることもある。

③入所への導入

入所にあたっては、施設の設備、施設生活のルールやその意味、相談の窓口、面会・外出・通信の方法とそのステップなど今後の施設生活の見通しがつくように説明を行うことが必要である。特

に保護者や親戚など関係者が同伴する場合は、通信、面会、外出、外泊などの基本的な方法とステップについて説明を行い、理解を求めておくことが必要である。ケースによって施設生活の安定を優先し、1ヶ月程度は外出や外泊ではなく、施設内での面会や電話を中心にすることもあると思われる。分離に伴う喪失感や孤立感に対応していくためにも、見通しが持てる説明が必要である。これらは単に口頭で行うのではなく、後から確認できるように文書や図、掲示物などを利用して説明することが望ましい。「子どもの権利ノート」を活用するのも一つの方法である。また同時に在籍児童に対しても説明を行い、新入所児童の受け入れに対する心の準備を作っておくことも必要である。特に大切にしたいのは、施設生活への動機づけである。すべてが曖昧にされて、なし崩し的に「気づいたら入所していた」などといった場合は施設生活への動機が乏しく、今後の適応に支障がきたしやすい。入り口でつまずいた問題はかなり後まで尾をひくのが常である。

また、このような説明は年齢に応じてされるものであることは言うまでもない。低年齢であっても、その理解レベルに合わせた説明が必要であると同時に、折をみて、生活のふりかえりを通して、幾度も確認されていく必要がある。いわば子ども自身が施設で生活していくことの意味を紡ぎなおしていくという作業が必要になる。入り口でこのような説明がなされていない場合、紡ぎなおしのしようがないのである。

④評価期間

入所後は1ヶ月～2ヶ月程度の期間を評価期間として、申し送り・各会議や他職種からのコンサルテーション等を活用して情報の整理や評価を行っていく。評価期間は1ヶ月程度設けられることが望ましい。子どもが施設生活に適応していく様子の観察と適応期が過ぎて、本来の姿が表現されるようになってからの観察が必要である。支援計画は施設処遇の根幹となるものであるが、再評価されるは半年後であることが多い。そのことを考えると、支援の目標・内容・方法は児童の本質的な姿をとらえたものでなければならない。問題行動や症状、逆に一般的に好ましいとされているような能力や言動など目にとまりやすいものにとらわれた評価は、子どもの本質からはずれてしまいやすいのである。加えて施設入所が間もないと、職員との信頼関係ができていなかったり、子ども自身の思いが整理されていなかったり、本当の意味での「子どもの意向」を汲み取ることが難しくなることもある。

また多くの職種・職員の目にとまる機会が十分に持たれることで、理解的的確性が増すということもある。その意味で、入所後に心理面接を行うのも一つの方法である。児童養護施設でも心理職の常勤化が進んでおり、入所アセスメント面接は心理職の活用の一つの方法である。治療施設ではなく生活施設であるということを考えると、直接的な検査や精密な検査を行うことは難しいが、児童相談所での心理検査所見をわかりやすく直接処遇職員に伝えることや間接的に行う質問紙を使用することで、子どもに負担なく効率的なアセスメントを行うことができる。個別面接や生活場面面接、集団の場面によって子どもの見せる表情が異なるのは自然なことである。このような場面ごとの違いも評価に生かしていく必要がある。

支援の方法として、心理面接が必要になるかどうかの判断や入所時点から関わることで心理面接の必要性が生じた際の導入がしやすくなるということも一つの効果である。通常、児童養護施設では「心理療事事業」の一貫として心理面接が行われるが、情短期施設のように多くの子どもを網羅するものではなく、ほんの一部の子どもを対象とできるだけである。それゆえに、心理面接が必要となる対象児童の選定は支援を行う上で大きな要因となるのである。

また生活における行動観察は直接処遇職員中心に行われるが、生活記録や日誌、申し送り等に記

載される質的な観察事項を大切にしながらも、心理職とも協働しながら各種のチェックリストを行うことができる。どのようなチェックリストを使用するかは、子どもの年齢や特性にもよるが、これまで質的に観察してきた内容が整理されて数値化されることのメリットは大きい。また児童相談所での発達検査などを含めて、検査所見をすべてデータベース化しておくことが望ましい。数値化され、データベース化されることによって、子どもの成長の年次変化を追っていくことが可能である。年次変化を数値として把握することは、子どもの健全育成に関する説明責任を果たしていくことを助けてくれる。また発達の遅れが気になる子ども、就学・進学のために検査が必要となる子どもなどをピックアップして、適切に再検査をしていくことなど進行管理を行っていくこともできる。特に発達検査などの結果は、進学や就労に向けて予測と対応に生かしていくことが出来る。数値結果を児童理解の全てにするのは誤りではあるが、支援計画の根拠について、一定の基盤を与えてくれるのも事実である。

⑤事後カンファレンスと支援計画の作成

入所後のあらゆる場面や人との質的な観察結果と検査結果等をふまえて、具体的な支援計画を作成するためのカンファレンスを実施する。情報の整理と統合を行いながら、今後の予測と対応について見立てをおこなっていく。この結果に基づいて、多くは担当職員が中心となって支援計画を立案していくが、心理職やファミリーソーシャルワーカー、基幹的職員、管理職等の目が通されることが望ましい。独善的な支援計画を防止して、複眼的な支援計画の立案が可能になることや見立ての的確性が増すこと、方針の共有化が図られるからである。また作成段階から支援計画が共有化されることで、支援目標・内容・方法の意図なのについて理解が深まる。

支援計画は長・中・短期の順に具体性が上がるように立てられる必要がある。すでに述べた通り、支援計画は「明確化」が大きな要点である。それゆえに「誰がどの機会を利用して、何をどんな方法で支援を行うのか」が明確になっていることが望ましい。そして、その支援の結果がどういう形で達成されるのか、そのビジョンがはっきりしていることが必要である。この点が不明確であると、6ヶ月後に再評価を行う際に達成状況の判断が困難になってしまうことがある。明確化が行われると、役割分担をしやすくなることとその役割に対する自覚と責任ももたれやすくなる。

通常、支援計画を記入する用紙には細かな手続きを書くだけの余裕がないことが多い。そのため、ただ空欄を埋めるだけで、具体性が乏しく実効性に欠ける支援計画が生まれてしまう可能性もある。多忙を極める業務の中では、支援計画の立案が単なる書類作成になり、形骸化してしまいやすい傾向もある。支援計画の立案は施設処遇における専門性の根幹をなす部分であるだけに、日常の処遇を振り返り、計画的に支援をおこなっていく機会としていく必要がある。そのために別に個別支援案を作成し、より詳しく支援の目的・内容・方法を検討し、その中心となるものを支援計画表に記入するようにするのも一つの方法である。

支援については、保護者や子どもの意向を盛り込むことが必要である。子ども・保護者の意向について、担当職員だけではなく、時にファミリーソーシャルワーカーや心理職など異なった役割の職員が聞き取りを行うことも大切である。また支援ニーズが保護者・子ども・施設などによって食い違うこともしばしば見られる。このようなズレが生じた場合、支援の方針を立てていくことが困難に思えることもあるが、ズレを一つの手がかりに相互の協議を行っていく姿勢が望ましい。あくまでも支援計画は立てることが目標なのではなく、作成を通して適切な支援を行えるようにすることが目的である。したがってニーズのズレはむしろ支援を行う「担い手」の役割を果たしてくれる。時に相互の協議を定期的に行っていくことで、表面的ではない、真のニーズが見つかることもある。

これらの過程を通して作成された支援計画は施設におけるアセスメントと児童相談所におけるアセスメント・自立支援指針を整理しながら行われることが望ましい。特に家族支援に関しては、児童相談所の協働が必要不可欠であるので、丁寧に協議される必要である。

このような手続きを通して作成された支援計画は職員間で共有されることが必ず必要で、自分の担当する児童以外の支援の中味も把握しておくことが望ましいのは言うまでもない。

⑥自立支援計画の進行管理と再評価

作成された支援計画の再評価は6ヶ月後になるが、その計画の実施・達成状況や児童の状況を鑑み、実施の際に支援目標や内容・方法・見立てが適切であるかどうかを常に確かめていく仕組みが必要となる。心理職とのコンサルテーションやカンファレンス、棟会議（児童が生活する単位毎の職員会議）、全体職員会議などがその機会となる。これらの中で常に子どもに対する見立てと具体的支援、その結果の再評価を絶え間なく繰り返していくことが望ましい。もちろんこれらの機会は、自立支援計画の進行管理のためにだけおこなうものではない。大切なことは子どもの状況や集団の力動、予測される問題などを把握し、タイムラグをできるだけ少なくして、事前の対応を行っていくためである。カンファレンスやコンサルテーションは「必要に応じて」実施されることも多いが、その「必要」とは「すでに問題が生じているため」ということが多い。問題発生の有無に関わらず、定期的に児童（集団も含む）の状況を把握する機会を確保し、その上で「必要に応じて」、カンファレンス等が実施される形が望ましい。できる限り「後追い」の形は避けたいところである。

また再評価は支援計画の修正・実施を意味することから、日ごろの質的な行動観察はもちろんのこと再度のチェックリスト実施も大切である。特に低年齢の発達面を評価する場合、大きな変化が予想されるゆえに、一年間ごとの実施では対応が遅れてしまう可能性がある。就学に向けての準備や特別支援学級への入級を行う際は、手続き上の期限もあるため、こまめに評価を行っていくことが望ましい。再評価を行うにあたって、ただ現状を評価するのではなく、半年前に立案した支援目標と対応した形で評価をおこなった上で、補足部分を検討していくことも必要である。

⑦引き継ぎ

年度末に子どもや職員の異動にともなって、主たる支援者（子どもの生活担当）が変わることが多い。その場合、支援の一貫性が途切れてしまうことが予想されるため、これまでの支援の実施状況やその方法、積み残した課題と新しい課題などについて整理を行っていく必要がある。このような変化に対応するため、日頃のカンファレンスやコンサルテーションでは、他の生活ユニットに勤務する職員が参加できるような機会を部分的にでも確保しておくことも一つの工夫である。少なくとも同じ施設内にきょうだいがいて、生活単位を異にしている場合は、できるだけカンファレンスには参加しておきたいところである。また施設内外の行事や園内でのクラブ活動なども、普段、直接的には関わらない子どもを理解していくよい機会となる。このような一連の機会は、年度末の引き継ぎに向けて、書面では伝わりにくい支援の実際に触れる機会となり、一貫性のある支援への一助となると思われる。

また、子どもの健全育成や閉塞的な関係を緩和する目的のために、主たる支援者を意図的に変更する場合がある。その際は、変更の意図について、明確にしておくことが必要である。時に支援者の変更は、子どもに「見捨てられ不安」をはじめとした混乱を生むことがあるからである。変更の意図が示されることで、いらぬ混乱を防止できることもある。

以上、自立支援計画とアセスメントについて、時系列にそってその要点を検討した。図4-1に示されるモデルは一つの例であり、それぞれの施設事情に合わせて体制作りがなされることが必要

であるのは言うまでもない。

(2) 関係機関・支援機関 (施設の視点から)

性的虐待を受けて入所してきた子どもが、施設生活の中でさらなる性的被害を受け、家庭への帰省時や引き取ったあとに虐待が再発することは避けねばならない。しかし、先の調査結果では、そういうことが少なからず起きているという現状が見られた。

近年、施設の小舎化が進んでいるが、そうは言っても施設は「集団生活の場」である。集団の力は強い凝集性と絆を生んでくれるが、時に止められない“凶器”ともなりうる。そういったとき、子どもたちが安全・安心して施設生活を営むために、施設と関係機関との連携は欠かすことができない。第三者のかかわりがあってこそ、施設職員だけでは見えにくい点に気づくことができ、かつ難しい子ども集団と上手に役割分担しながらかかわることができる。まさにたくさんの目とたくさんの手をかけて、児童福祉ネットワークや地域ネットワーク全体で子どもの最善の福祉を支援していくことが理想である。

以下、「施設」「学校」「家庭」「就労先」といった各場面で子どもが安全・安心に生活を送るために、どういった機関とどんな連携が必要かを述べる。また、実際に問題行動や不適応のある子どもに対応するときに、どういった機関とどんな連携が必要かについても述べる。

1) 施設で安全・安心に過ごすために

施設内における性的被害の予防、もちろん性的被害だけでなく児童間の暴力問題、職員からの施設内虐待を予防することが必要である。

①児童相談所

施設入所に際して、児童相談所では原則的に心理判定が実施される。初期のアセスメントにおいて、その子どもが持つ問題、攻撃性、衝動性、一時保護所での行動などが測られているので、施設に入所してからの子ども同士もしくは職員との相性や組合せには非常に有用な情報となりうる。

そういう意味で、入所に際しては、しっかり児童相談所から情報提供を受けることが大切である。事務的なやりとりで留まることなく、主任児童指導員や家庭支援専門相談員だけでなく、時には担当になる生活職員や心理療法士が児童相談所と協議の場を持ち、不明な点をあらかじめクリアにして、かかわる際の助言をもらっておくことが大切である。

②学校(幼稚園を含む)

施設生活で見せる様子だけが、子どものすべてではない。施設内の人間関係と学校での人間関係は案外違うもので、時に学校でのいざこざが施設内に持ち込まれることもある(もちろん、その逆もあるが)。

学校担任や生徒指導担当とは日々連絡を取り合い、互いの情報を共有して、子どもの心の動きをしっかりつかんでおくことが大切である。これも場当たり的な対応ではなく、学期に1回などと定例連絡会などの場がある方が好ましい。

③児童委員など地域サポーター

問題が生じるのは施設の中だけではない。学校からの行き帰り、施設近所の子どものたまり場が案外問題発生の死角になるものである。

校区内に児童福祉施設を抱えているということを地域の人に理解してもらい、何か気になることがあれば施設に連絡を入れてもらえるような関係が望ましい。特に、地域の児童委員、町内の自治会や学校PTAなどと懇親を持ち、行事の折には参加してもらえるような間柄であることが望まれる。

「地域で子育て支援」「地域で次世代育成」という観点が必要である。

2) 学校（幼稚園を含む）で安全・安心に過ごすために

学校生活を安全・安心におくることは第一に学校側の努めであるが、学校と施設が一体となって取り組むことが望まれる。

① 学校（や幼稚園）

1) に述べたとおりであるが、施設では誰も何も言わないのに、学校でいじめや暴力問題がずっとつづいていたというようなことはしばしば聞かれる。施設職員は学校での出来事をしっかり把握し、“家代わり”、“親代わり”である施設から子どもたちに何を伝えられるか考える必要がある。

② 児童相談所

施設入所以前に学校での不適応や問題行動があった児童、学習に著しい問題のあった児童については、児童相談所職員が直接学校に出向いて、その子どもの状態を伝えることもある。

特に難しいケースについては、教育と福祉のそれぞれ立場からしっかり意見を出し合い、その子どもにとって最善の状況を考えていくことが好ましい。

3) 家庭で安全・安心に過ごすために

家庭への帰省時や家庭引き取り後に性的虐待が再発したり、性的虐待とは言わずとも他の虐待やトラブルに巻き込まれたりすることは絶対に避けたいことである。

①児童相談所

当たり前のことではあるが、帰省先の家庭状況、家族の様子を知っておかなければならない。入所当初は、その状況は児童相談所がつかんでいるので、それを情報源として頼りにする他ないが、その後は施設の家庭支援専門相談員などが中心になって子どもの家族とかかわっていくことが多いと思われる。時際、当初の情報は“氷山の一角”ということも多く、虐待問題を抱える家庭には変化も多いので、その都度の状況を掴み、そしてそれを児童相談所の担当児童福祉司に伝えていく必要が有る。

子どもにとって安全・安心な帰省や家庭復帰であるために、施設側が感じている心配はきちんと事実をもとに伝え、児童相談所の担当福祉司とともにどのように帰省してもらうか、どんなタイミングで家庭復帰を図るかは慎重に検討すべきである。

攻撃的な言動のある保護者には、職権を持っている児童相談所に主にかかわってもらうように役割分担することも必要である。

②里親

帰省先の家庭といっても、季節里親や週末里親などのボランティア里親を利用している子どもも多い。例えば、里親によって「おかあさん」「おとうさん」と呼ばせるところもあれば、「おばさん」「おじさん」かもしれないし、名前で呼ばせるところもある。また、かつての虐待者と近しい年齢や雰囲気的人物が里親の家族成員にいるかもしれない。

子どもと実親との関係を鑑み、お願いする里親ときちんと連絡を取り合い、施設としての心配点をしっかり事前に伝えておく必要がある。また、相性もあるので、里親宅帰省のあとにはしっかり子どもと里親の双方に帰省状況を確認し、場合によっては次回からの利用を見合わせることも必要になるときがある。

③市町村や子ども家庭支援センター、福祉事務所（家庭児童相談室）や保健センターなど

家庭への帰省や家庭復帰を考える際、引き受け先である保護者の生活状況や経済状況の安定は欠かせない。施設では家庭支援専門相談員などが中心になって、保護者の居住する市町村の福祉事務

所と連携し、保護者自身の生活安定を図るようケースワークしていく必要がある。

また、実際に家庭復帰をめざす段階になってからの話になるだろうが、要保護児童対策地域協議会の名のもと、施設職員や児童相談所職員、復帰予定である市町村の関係職員などが一同に介して、それぞれの現状と課題を建設的に話し合うことが大切である。児童相談所の担当児童福祉司、市町村の福祉担当者や子ども家庭支援センター担当者がコーディネートすることが多い。

乳幼児の場合は、市町村保健センターとも連携を図り、保健師による家庭復帰後の家庭訪問や保育所での見守り体制について話し合うとよい。

その他、児童虐待防止協会やNPO団体など民間虐待防止団体、保護者にDVが認められる場合には配偶者暴力相談支援センターと連携を図る場合もある。

4) 安全・安心に子どもが就労先へ巣立っていくために

児童福祉施設は原則満18歳までの入所であり、措置延長しても20歳までである。家庭復帰の見込みのない子どもにとっては、自分が施設退所したあとにどこに住めばよいのか、どんな仕事に就くことができるのか不安をおぼえることも少なくない。

①児童相談所

施設入所だけでなく、施設から退所するときにも児童相談所とは本来密に連携を図るべきである。施設退所予定時期の数ヵ月～1年前くらいから子どもと施設職員が定期的に児童相談所に訪れ、退所について話し合うことが有効なケースもある。例えば、物心つく前から施設に預けられている子どもは自分のルーツを知りたいが多く、児童相談所と役割分担しながらその子どもが“大人の階段を登る”サポートをすることも多い。

能力的に課題を抱えている子どもであれば再判定を実施してもらい、子どもの再評価や今後の生活に活かすためのアセスメントを実施することもできる。

②就労・自立支援サポーター

施設自体がいくつかの就労先（卒園生がお世話になっている職場とか）とつながりがあったり、施設職員が職業安定所の利用方法を熟知していたりすることは、施設を巣立つ子どもたちにとってとても心強い。

障害を抱えた子どもであれば職業訓練校、日中活動を支援する自立訓練や就労支援、発達障害者支援センターなどと連携を図ることも必要となる。

また、自立援助ホーム、障害のある子どもであれば（障害者自立支援法でいうところの）居住支援であるケアホームやグループホームなどと連携を図ることが必要になってくるときもある。なかなかそこまでケースワークに長けた施設はないかもしれないが、必要な子どもに手間をかけた分、そういった施設の経験値が定着していくわけである。

5) 実際に問題を抱える子どもへの対応

施設には性的問題行動のある子ども、その他の問題行動や不適応を抱える子どもも少なからずいる。その児童を引き金に、他児童がさらに大きなトラブルを起こしてしまうということもある。

問題行動や不適応を抱える子どもにしっかりと治療的にかかわっていくことが、施設生活を安全・安心なものにしていくことにつながる。

①児童相談所

特に行動化（性的逸脱の他にも、暴言・暴力、無断外出、タバコ、万引きなど非行）の激しいケースは施設だけで抱えるよりも他機関に指導を仰ぐ構図の方が得策といえる。

行動化傾向が出てきた段階で児童相談所には連絡を入れ、深刻化するときには再判定や通所指導

を依頼すべきである。年1～2回行われる養育状況調査で児童相談所との連絡会をすべき規定があるわけだが、難しいケースについては関係者が集まるケースカンファレンスを定期的に継続すべきである。そのイニシアティブをとるのは児童相談所の担当福祉司であることもあろうが、施設側から声を発するのもよいだろう。

②警察や家庭裁判所など

一線を超えてしまった行動（例えば、触法行為など）は、例え被害届が提出されずとも子どもの理解のために警察職員からしっかり指導してもらうことも時に大切である。

一歩間違えれば“ケーサツに売った！”と子どもに恨まれるかもしれない。しかしそうではなくて、日頃から地域交番や警察署と交流を持って、児童福祉施設は難しい子どもたちを抱えているということを知ってもらった上で指導してもらうことが良い意味での子どもたちへの指導となり得るわけである。

また、警察所管にも少年サポートセンターという通所機関があり、家庭裁判所管轄の少年鑑別所にも通所機能があるわけだから、児童相談所ともよく協議の上で、そういった警察・司法機関を利用の方がケースにとって得策と判断される場合は連携を図るべきだろう。

多くはないかもしれないが、何らかの非行行為があつて家庭裁判所の審判に付し、施設入所中に「保護観察」や「試験観察」となるケースもいるだろう。その場合、家庭裁判所の調査官、保護観察所の観察官や保護司、もしくは弁護士などと連携を図る必要も出てくる。

③ 医療機関

行動化が激しいとき、はたまた不安や抑うつ感など不応が強いとき、医療面でのサポートが必要となるときがある。これも児童相談所とよく相談した上で利用すべきである。

情緒障害児短期治療施設や児童自立支援施設などには精神科医を常駐させている施設もあるが、児童養護施設はなかなかそういうわけにはいかない。地域の馴染みのあるかかりつけ医師を持つておくことは、施設にとっても、子どもたちにとってもとても安心なことである。行動化が激しいとき、あるいは不安や抑うつ感など不応が強いとき、医療面でのサポートが必要となるときがある。これも児童相談所とよく相談した上で利用すべきである。

参考文献

- 1) 山本直英監修、『障害児の性教育入門 心とからだの主人公に』、1994、大月書店
- 2) 堀口雅子、中里誠、杉浦ひとみ、堀江まゆみ、佐藤繭美、谷川耕一、『性・say・生』(シリーズ〈自立生活ハンドブック〉16)、2005、全日本手をつなぐ育成会
- 3) 太田 敬志、中井 良次、木全 和巳、鏝塚 理恵、“人間と性”教育研究協議会児童養護施設サークル『子どもたちと育みあうセクシュアリティ—児童養護施設での性と生の支援実践』、2005、かがわ出版
- 4) 児童自立支援対策研究会編『子ども・家族の自立を支援するために-子ども自立支援ハンドブック』、2005、日本児童福祉協会
- 5) 児童自立支援計画研究会『子ども・家族への支援計画をたてるために-子ども自立支援計画ガイ

第5章 入所～退所に向けて（児童相談所の対応）

1 入所初期の対応

（1）施設との入所時に必要な情報の共有と援助課題の確認

性的虐待を受け施設入所に至った子どもは、子どもとしての健全な性の発達や自己像、対人関係を侵害されているだけでなく、守られるべき家庭での生活も失っている状態にある。性的虐待からの回復には、安心できる環境の下での心身へのケアと共に、被害事実や家族との関係の整理が不可欠であり、入所にあたっては、一人ひとりの子ども本人と家族についての情報やアセスメント、援助課題について児童相談所が提供し、施設と十分に共有することが大切である。

<入所時に児童相談所が提供すべき情報>

①性的虐待の事実関係、家族の状況と問題状況、子どもの状態と援助課題について

◆入所に至った性的虐待の事実関係

- 虐待者は誰か（実親か、同居の養・継親か、それ以外の誰か）
- 性的行為の内容や被害期間、頻度
- 発覚の経緯（子どもからの訴えの有無、誰がいつ気づき、どう対応したのか）

◆家族の問題状況、家族関係

- 家族の生活歴、問題歴
- 親子間の信頼や愛着の程度、虐待者と非加害親との関係性（支配・服従関係や暴力の介在の有無など）、

◆子どもの状態と援助課題について

- 被害を受けた子どもの心身の状態
 - ・被害の受け止め方、安全感や自己像の傷つきの状態、
 - ・家族（虐待者、非加害親）に対する気持ち、関係性
 - ・発達の状態、情緒的問題、対人関係の問題（愛着、人との距離のとり方など）
 - ・性についての混乱やこだわり、行動化の有無

②保護者への対応の課題、留意点（虐待者、非加害親）

◆虐待者の状態

虐待事実についての態度（認めているのか、否認しているのか）、解決に向けての態度や行動が取れているのか、指導・関与の余地があるのか、今後の子どもとの接触のリスクの有無

◆非加害親の状態

家庭内で性的虐待が起こったという事実の受け止め方や、子どもを守る姿勢の有無、子どもへの影響・ダメージについての理解や共感の程度、虐待者との関係整理ができているか、ためらうとすれば、何によるのか、等

これらをふまえ、子どもと家族への援助課題を明確化し、そのための道筋を整理する。

③施設でのかかわり、ケアについてのポイント、今後起こり得ること

◆ケアについてのポイント

- ・安全・安心な日常生活へのサポート（安心感、バウンダリーの確立、）
- ・成長・発達への支援
- ・安心できる大人との関係を通しての自己肯定感の回復、対人関係の回復、
- ・性についての対応（性についての不安や混乱への支援、性教育、医療ケア）
- ・心理的ケア（

◆今後起こりえることについての予測とその対応準備（思春期など）

（2）入所にあたっての子ども・保護者への説明

1）子どもは守るべき存在

子どもに対しては、「あなたは悪くない」こと、守られるべき存在であることをしっかり伝えるとともに、今後の施設生活の概要や、家族とのかかわりについて丁寧に説明しサポートする。

2）保護者への具体的説明

保護者に対しては、今後の施設での子どもへの支援の概要や、入所中のルール（施設との連絡、面会、外泊など）とともに、取り組むべき課題について、十分説明する。

（3）入所後の保護者への対応

1）非加害親

子どもの被害からの回復、安心できる家庭への復帰のためには、非加害親が子どもの立場にたって支えることが不可欠である。入所までのかかわり経過をふまえ、児童相談所として、さらに継続して非加害親と次のような課題を継続的に話し合っていくよう努める。

①虐待が何故起こったのかの洞察

②虐待者との関係整理（虐待者に対する感情、暴力や支配関係など）、

③子どもの受けた被害の影響、気持ちを理解し、親としてできることを考えること

子どもを施設入所させなければならなかったという事態の中で、家庭内の問題に向き合っていく非加害親がいる一方、虐待の発覚後も虐待者との関係が整理できず、なお同居を続けていたり、関係が続いていたり場合も少なからずあり、家庭状況の把握と併せ、上記の課題への取り組みはより重要になる。

子どもの保護・施設入所を認めず、児童福祉法第 28 条による家庭裁判所への申立て等、法的対応に及んだ場合は、子どもの入所先を知らせない中での取り組みとなる。

また、問題に向き合うことを避け、面接に応じない非加害親もあり、いずれの場合も、何故、施設入所となったのかを提起し、問題に向き合う姿勢があるかを見極めながら、粘り強くかかわりを続けていく必要がある。

2）虐待者

①自分の虐待行為についてきちんと認めること

②子どものためにとるべき行動を考えること（子ども、非加害親から離れる）

虐待の事実を否認し、介入保護、入所を承諾しなかったり、児童相談所のかかわりを拒否・回避したりする場合など、かかわりは難航するが、できる限り問題提起を続ける。

非加害親との同居・関係が継続していることもあり得るだけに、間接的にせよ虐待者の状況は把握しておく。

2 中長期的ケア

(1) 入所後の子どもへの支援

1) 面接等による子どもへのサポート

入所後は施設を通じて子どもの状況を把握し、サポートを委ねることが中心となるが、児童相談所としても、継続的な見守り、問題整理への支援を行う。特に、子どもが家庭から離れての入所を十分受け入れられず不安定であったり、家族との関係に整理が必要であったり、虐待による心身への影響が大きい場合、継続的な面接は不可欠である。子どもの気持ちを受け止めながら、入所の意味、家族とどのように関わりを続けていけるか、家庭復帰までの道筋などを十分に説明し話し合う。施設生活の中で困っていることがあれば、施設職員との解決に向けた取り組みを進める。

2) 子どもに必要なケアの検討、実施

子どもの年齢や虐待内容・家族関係等によっても違うが、性的虐待による子どもへの影響で留意しておく中心的なものとして、

- ①性にまつわる不安や混乱、行動化（セクシャリティの健全な発達の阻害、性的言動や性非行、異性への反応）
- ②対人関係の問題（愛着の欠如や偏り、他者との距離のとり方の問題、）
- ③感情コントロールの問題（不安や混乱からの落ち着きのなさ、過敏さや抑うつ、攻撃性等）
- ④自己肯定感や自尊感情の低下
- ⑤知的発達の問題（適切な発達支援が受けられていなかったことによる）
- ⑥身体症状（睡眠や排泄、食事の問題、腹痛や頭痛など）がある。

子どもに様々な心身の症状や行動化がある場合、その内容、ケアの工夫を施設と十分協議し、特に問題が続き激しい症状化があり、児童相談所として心理司や医師、保健師を中心とする治療的関与が必要と判断すれば、取り組みを実施する。

なお、症状を全く見せないと思われる子どもについても、十分留意し、観察点や今後現れるかもしれない問題についても共有することが必要である。

3) 家族関係再構築への支援

非加害親とは継続的に連絡・面接し、生活状況や家族関係の変化などを把握する。

子どもが施設入所に至らざるを得なかった状況からみて、虐待者のいない安全な家庭環境を築くことは非加害親にとって非常に大きな課題であり、虐待者との関係整理や自立に向けた取り組みには困難も予想される。特に、虐待者が非加害親にとって親密な関係（配偶者やパートナー、家族の一員など）であるほど、不安やためらい、揺り戻しも大きく、子どもが安心して家庭復帰できるまでに時間のかかることも多い。

○非加害親が早期から問題に対処しようとの姿勢を見せており、虐待者との関係整理や転居、就労自立など、安心・安全な家庭環境を整えるまでの緊急避難的、一時的な施設入所である場合は、その取り組みを支持し、生活上の助言など必要な支援をはかる。非加害親の姿勢が子どもにとって多大

きな安心につながり、面会や外泊などにも特に問題がなければ、家庭復帰に向け支援を進める。

○虐待者との関係整理や新しい生活に非加害親が躊躇・悩みを見せている場合は、それまでの親子の信頼や愛着関係の状態にもよるが、非加害親の不安定さは子どもにも影響する。子どもの回復にとって非加害親や家族のサポートが大きな拠り所であり、非加害親自身が自分の未解決の不安や悩みに向き合うことが大切であることを十分に伝え、児童相談所としての支援を探る。

非加害親が少しずつでも子どもを守る立場で家庭復帰に向け努力し、子どもとの関係修復も評価できる場合は、家庭復帰に向けた取り組み（外泊など）を進める。

○虐待者との関係が続いていると判断・推察される場合、子どもにとって解決に向けられない状況であることを問題提起し、非加害親の再考を促す。（面会等のかかわりの制限もせざるを得ない

（3）施設との継続的な連携、関係機関調整

入所後の子どもの適応の状況や保護者の動きなど、施設からのリアルタイムの情報は重要であり、継続的に状況報告を得る。また、児童相談所からも取り組み状況を報告するなど、支援が適切に行われているか、相互に確認し合う。検討すべき問題（子どもの問題や保護者トラブルなど）があれば、速やかに対応協議し、子どもや保護者への面接、関係機関調整など、役割分担し実施する。心理司等も加わっての合同カンファレンスを通して改めて課題の明確化を行うことも有効である。また、学校の理解・協力を得る等、子どもの関係機関（学校や医療機関など）との連携・調整も適時行うことが必要である。

3 問題発生時の対応—性的虐待の判明や、子ども間の性的問題の発生

（1）保護者（あるいは家庭内の保護者以外の人）からの性的虐待が判明した場合の対応

施設入所後、子どもへの性的虐待が判明することも少なくない。他の理由により入所した子どもが入所後初めて過去の性的虐待の被害事実を語ることもあれば、性的虐待による入所後、一旦は離れたはずの虐待者が再び家に戻っていて外泊時に再発したりすることもある。現在、起こっている事態であれば勿論のこと、過去の事実であったとしても子どもにとっては未解決の重大な問題であり、どのようなことが起こったのか、再度起こる可能性はないのか、見極め対応する必要がある。

1）判明の時期・契機

入所後、早期に判明するものもあれば、時間経過した中で問題が起こる、あるいは、子どもが思春期になって語り出す等、様々である。

判明の契機としては、

- ①子どもからの打ち明けがあり判明（施設職員・他の子どもや学校の教師などへ）
- ②子どもの示す様々な心身の症状や言動、問題に周囲が気づき判明（心身の不調や、性化行動など）
- ③他児などからの性的被害を受け、あるいは他児への加害的行動があり、かかわりの中で判明などである。

入所後判明した性的虐待の状況や時期、契機は様々である。入所し安心して頼れる大人に出会い初めて事実を明かせるようになった子ども、入所前は性的虐待の意味が分からなかったが、入所後の様々な生活経験や成長により、虐待として捉えられるようになった子ども、入所後なお明かせなかったり意味が分からなかったりして、心身の症状や言動に影響が表れ、周囲が気付く場合など、事実を打ち明けられるか、不安や困惑を抱えたままいるのかは、子どもの年齢や家族との関係、入所に至るまでの経緯などによって違ってくる。特に、家族（非加害親、虐待者である親）との関係

は子どもの被害事実の打ち明けやその後の回復に大きく関与するものであり、十分それをふまえて対応する必要がある。

いずれにしても、解決の第一歩は虐待事実をしっかりと把握し、家族に問題提起することであり、児童相談所が前面に立つ必要がある。

2) 子どもからの性的虐待の打ち明けがあった場合の施設・児童相談所の対応

<施設・児童相談所の対応の流れ>

項目	施設の対応	児童相談所の対応
子どもへの対応 (被害事実の確認) ↓	○子どもからの打ち明けの受け止めと、必要最小限の事実確認の押さえ。対応職員の限定。 ○児童相談所への連絡	○施設からの情報把握(子どもの発言や日常の様子、家族状況など) ○被害調査面接及び、事実をより客観的、正確に把握するための被害確認面接の実施。 ○必要な場合、婦人科受診の実施
子どもへの対応 (開示後の対応) ↓	○開示後の子どもの心身の状態への留意、対応 ○安心できる日常生活の維持	○開示後のフォローと、今後の対応についての説明。 ○虐待による子どもへの影響のチェック、必要に応じてのケア
保護者への対応 (非加害親) ↓	○保護者対応については当面児童相談所に委ね、面会等は一旦中止。 ○非加害親との接触については、児童相談所との協議の上、非加害親が子どもを守る姿勢を見せ十分安心できると判断された場合、施設から様子を報告したり、立会いの上で面会も検討。	○まず非加害親との面接を実施。虐待事実の受け止めの確認と、子どもを守る方策の話し合い・支援。 ○事実を否認し強引な面会・引取り要求などあった場合は、法的対応も含め対峙。
保護者への対応 (虐待者) ↓	○虐待者からの接触(面会等)の禁止。	○虐待者との面接による性的虐待事実の直面化と、虐待者として今後取るべき行動についての問題提起。 ○虐待者の態度(否認・引取り要求など)によっては、法的対応の検討
子どもの保護・法的対応	○一時保護委託への切り替えで子どもの施設での生活が継続できる場合は、子どもの生活を守る。	○虐待の事実をめぐって保護者(非加害親、虐待者)と対立し、入所継続が困難になった場合、一時保護委託への切替え、あるいは一時保護所での保護。